

令和8年6月1日以降に発注する総合評価落札方式(工事成績重視型)の基準となる評価項目

| 評価項目(20点満点)        | 評価の内容                                                      | 評価基準               | 配点         | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|------------------------------------------------------------|--------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工事成績<br>(4点)       | 過去5年間に於いて、施工が完了した当該業種の工事の申告工事成績平均点:a                       | 85点以上              | 4          | 当該業種とは、コリンズに工事の業種が●●工事として登録されているものをいい、申告工事成績平均点とは過去5年間(令和●●年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に、コリンズに竣工登録がされている工事で、入札参加者が自ら選んだ任意の件数(n件)の工事成績評定結果通知等*1を提出し、これに記載の工事成績点の合計点に75を加え、(n+1)で割った値をいう。なお、提出できる件数は5件までとするが、次の①及び②を満たすこととする。<br>① 発注者は津市調達契約課又は上下水道管理課発注工事、三重県又は国土交通省(中部地方整備局又は近畿地方整備局)に限るが、三重県又は国土交通省(中部地方整備局又は近畿地方整備局)の工事成績評定結果通知等の提出の合計件数は2件までとする。<br>② 契約金額5,000万円以上(ただし、コリンズにおいて、契約工期の始期が令和4年6月1日以降の工事は契約金額6,000万円以上)<br>*1 工事成績評定結果通知等とは、当該工事の成績点がわかる資料の写しとし、これを添付すること。<br>*2 各工事のコリンズ登録の写しを添付すること。<br>*3 申告工事成績平均点の算出については、端数処理を行わず、配点についてのみ、小数点第2位以下切捨とする。<br>*4 出資比率20%以上のJV構成員としての工事成績も含めるものとする。<br>*5 工事成績評定結果通知等が提出できない場合は、発注者が津市調達契約課又は上下水道管理課発注の工事に限り、工事成績評価補足資料(別紙様式)を提出することで、工事成績点を本市で算出することとする。                                                                                                                           |
|                    |                                                            | 75点超85点未満          | (4/10)a-30 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    |                                                            | 75点以下<br>(実績なしを含む) | 0          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 工事実績<br>(2点)       | 過去10年間に於いて官公庁等から受注した、当該工事と同種・同規模工事の元請実績件数:b                | 10件以上              | 2          | 同種・同規模工事とは、元請又はJV構成員として官公庁等から受注し、過去10年間(平成28年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了した、契約金額5,000万円以上(ただし、コリンズにおいて、契約工期の始期が令和4年6月1日以降の工事は契約金額6,000万円以上)の●●工事で、コリンズに次のとおり登録されているものをいう。<br>工事の分野が●●、工事の業種が●●、工事の区分が●●として登録されているもの。<br>*1 配点については小数点第2位以下切捨とする。<br>*2 JVについては出資比率20%以上のものに限る(協定書の写し等を提出すること)。<br>*3 施工実績評価資料(第5号様式)に、コリンズ登録の写し等を添付すること。<br>*4 官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                    |                                                            | 1件以上10件未満          | (1/5)b     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    |                                                            | 実績なし               | 0          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 社会貢献<br>(0.5点)     | ①障がい者雇用実績の有無及び<br>②労働安全衛生マネジメント認証の有無                       | 2項目とも有             | 0.5        | 障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無及び労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む。)に沿った取り組みの認証の有無により評価する。<br>障がい者雇用については、法律により雇用が義務付けられている企業は法定雇用が達成されていることとし、以下の書類を提出すること<br>*1 法律により雇用が義務付けられている企業である場合は、職業安定所に提出する障がい者雇用状況報告書等の写し<br>*2 法律により雇用が義務付けられている企業でない場合は、障がい者手帳の写しや手帳番号等の雇用が確認できる書類<br>労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインについては、以下の書類を提出すること<br>*評価機関による評価証、適合証明書等の写し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                    |                                                            | 上記以外               | 0          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 地域貢献<br>(1点)       | 市内本店業者施工率                                                  | 90%以上              | 1          | 市内本店業者施工率とは、自社及び一次下請業者における市内本店業者施工率をいう。<br>*1 市内本店業者とは、本店の所在地が津市内にある業者のことをいう。<br>*2 市内本店業者施工率評価資料(別紙様式)を提出すること。<br>*3 契約後に工事一部下請届け及び下請負契約書の写しを提出すること。<br>*4 契約完了時に履行確認を行い、施工率90%以上で申告したが施工において最終的に90%未満となった場合及び施工率80%以上90%未満で申告したが施工において最終的に80%未満となった場合は、指名停止の対象とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                    |                                                            | 80%以上90%未満         | 0.5        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    |                                                            | 80%未満              | 0          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 他工事の受注状況<br>(3.5点) | 契約中の公共工事件数と技術者数(1級+監理補佐+2級)との比率<br>※契約金額2,500万円以上          | 0                  | 2          | J=評価資料提出期限日時点において契約中であり、コリンズ登録されている契約金額2,500万円以上の当該業種(●●)の公共工事件数と、当該業種(●●)に係る技術者数(1級+監理補佐+2級)との比率<br>J=(当該業種の契約金額2,500万円以上の工事件数)/(当該業種の1級技術者数+監理技術者補佐+2級技術者数)<br>*1 小数点以下第3位四捨五入2位以上<br>*2 当該業種(●●)に係る技術者数(1級+監理補佐+2級)とは、審査基準日が令和6年10月1日から令和7年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における登録人数をいう。該当する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出すること。<br>*3 出資比率20%以上のJV構成員としての工事も含めるものとする。<br>*4 手持ち工事量評価資料(別紙様式)を提出すること。<br>*5 工事件数については、コリンズ登録の写しを提出すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    |                                                            | 0<J≤0.25           | 1.5        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    |                                                            | 0.25<J≤0.5         | 1          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    |                                                            | 0.5<J              | 0          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    | 当該年度において津市から受注した当該業種の工事件数<br>※契約金額2,500万円以上                | 0件                 | 1.5        | 令和8年度において、津市(調達契約課又は上下水道管理課発注工事(各工事担当課発注工事を除く))から受注した、当初契約金額2,500万円以上の当該業種の工事件数により評価する。当該業種とは●●工事をいい、受注とは評価資料提出期限日時点において契約締結済であることをいう。<br>*1 出資比率20%以上のJV構成員としての工事も含めるものとする。<br>*2 評価点の算出は津市において行うため、資料の提出は要しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                    |                                                            | 1件以上               | 0          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 配置予定技術者<br>(8.5点)  | 過去5年間に於いて、施工が完了した当該業種の工事で配置予定主任(監理)技術者における当該業種の申告工事成績平均点:c | 85点以上              | 4          | 当該業種とは、コリンズに工事の業種が●●工事として登録されているものをいい、申告工事成績平均点とは過去5年間(令和●●年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に、コリンズに竣工登録がされている配置予定主任(監理)技術者が配置された工事*1で、入札参加者が自ら選んだ任意の件数(n件)の工事成績評定結果通知等*2を提出し、これに記載の工事成績点の合計点に75を加え、(n+1)で割った値をいう。なお、提出できる件数は5件までとするが、次の①及び②を満たすこととする。<br>① 発注者は津市調契約課又は上下水道管理課発注工事、三重県又は国土交通省(中部地方整備局又は近畿地方整備局)に限るが、三重県又は国土交通省(中部地方整備局又は近畿地方整備局)の工事成績評定結果通知等の提出の合計件数は2件までとする。<br>② 契約金額5,000万円以上(ただし、コリンズにおいて、契約工期の始期が令和4年6月1日以降の工事は契約金額6,000万円以上)<br>*1 現在の所属企業における実績に限る。また、監理技術者が配置された工事にあつては監理技術者としての実績に限る(JV構成員として参加した工事にあつては主任技術者としての実績とする)。<br>*2 工事成績評定結果通知等とは、当該工事の成績点がわかる資料の写しとし、これを添付すること。<br>*3 各工事のコリンズ登録の写しを添付すること。<br>*4 申告工事成績平均点の算出については、端数処理を行わず、配点についてのみ、小数点第2位以下切捨とする。<br>*5 出資比率20%以上のJV構成員としての工事成績も含めるものとする。<br>*6 工事成績評定結果通知等が提出できない場合は、発注者が津市調達契約課又は上下水道管理課発注の工事に限り、配置予定技術者工事成績評価補足資料(別紙様式)を提出することで、工事成績点を本市で算出することとする。 |
|                    |                                                            | 75点超85点未満          | (4/10)c-30 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    |                                                            | 75点以下<br>(実績なしを含む) | 0          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    | 過去10年間に於いて官公庁等から受注した、配置予定主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工実績件数         | 5件以上               | 2.5        | 配置予定主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工実績とは、過去10年間(平成28年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了した、同種・同規模工事に係る主任技術者又は監理技術者としての工事施工実績のことをいい、JV構成員としての実績も含めるものとする。ただし、現在の所属企業における実績に限る。<br>同種・同規模工事とは契約金額5,000万円(ただし、コリンズにおいて、契約工期の始期が令和4年6月1日以降の工事は契約金額6,000万円以上)の●●工事で、コリンズに次のとおり登録されているものをいう。<br>工事の分野が●●、工事の業種が●●、工事の区分が●●として登録されているもの。<br>*1 JVについては出資比率20%以上のものに限る(協定書の写し等を提出すること)。<br>*2 配置予定技術者評価資料(第6号様式)に、コリンズ登録の写し等を添付すること。<br>*3 官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                    |                                                            | 4件                 | 2          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    |                                                            | 3件                 | 1.5        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    |                                                            | 2件                 | 1          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    |                                                            | 1件又は実績なし           | 0          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    | 過去1年間のCPDの取得単位数                                            | 単年度の推奨単位以上         | 0.5        | 配置予定技術者が建設系CPD協議会加盟団体(建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む)で証明、認定されたCPD単位の取得状況により評価する。<br>*1 加盟団体が発行した、学習履歴証明書等の写しを提出すること。<br>*2 取得単位の評価は加盟団体のうちいずれか1団体の証明書等に限る。<br>*3 証明発行団体以外の取得単位は、CPD単位の相互認証を受け、証明書発行団体の証明に含めることも可能とする。<br>*4 過去1年間とは、令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間を指す。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                    |                                                            | 単年度の推奨単位未満         | 0          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    | 若年技術者(40歳以下)の配置                                            | 40歳以下              | 1.5        | 配置予定技術者について、令和8年4月1日時点での満年齢で評価する。<br>*配置予定技術者の資格証の写しなど、生年月日が確認できる書類を提出すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                    |                                                            | 41歳以上45歳以下         | 1          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    |                                                            | 46歳以上              | 0          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| その他<br>(0.5点)      | 建設キャリアアップシステム登録・運用                                         | 当該工事で運用する          | 0.5        | 建設キャリアアップシステムへ事業者登録されている場合及び、本工事で建設キャリアアップシステムを運用する場合に評価する。<br>運用とは、本工事について現場・契約情報を建設キャリアアップシステムへ登録すること及びカードリーダーを設置することをいう。<br>*1 建設キャリアアップシステム評価資料(別紙様式)を提出すること。<br>*2 事業者登録にあたって発行された事業者IDの写しなど、建設キャリアアップシステムへの事業者登録が完了していることを証明する資料を提出すること。<br>*3 運用する場合においては、本工事を受注後、現場管理者ID登録完了メールの写し又は現場管理者IDでのログイン画面の写し、及び現場に設置したカードリーダーの設置状況が分かる写真を提出すること。<br>*4 運用するとして申告したが、実際に運用しなかった場合は、指名停止の対象とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    |                                                            | 当該工事で運用しない         | 0          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |